

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を策定することを廃止

R4.7 広島県国際課

1 現 状 (日本語教育推進法の概要等)

- ① 新しい在留資格の創設等の国の施策によって、在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
- ② 平成30年から外国人材の受入環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定された。
- ③ 同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に務めることとされており、国の基本方針を参酌した基本的な方針を定めるよう努めることとされている。

⇒法整備等を踏まえて、文化庁が「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進(補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率 1/2)」を事業化(令和元年度～)し、環境整備を推進

○法における地方公共団体の責務・役割

<国の責務等(第5条)>

- ・地方公共団体は、地域の施策策定・実施の責務を有する。

<基本方針等(第10条, 第11条)>

- ・地方公共団体は、国の基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

<地方公共団体の施策(第26条)>

- ・国の施策を勘案した施策を実施するよう努める。

○国の基本方針における地方公共団体の責務

地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

## 2 課題

- 国は、法の規定に基づいて、都道府県及び市町村それぞれが法に基づく基本的な方針を定めるよう推奨しているが、地域の実情に応じた日本語教育を推進することは地方公共団体の責務であり、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。
- 法や国の基本方針において、地方公共団体のうち広域自治体（都道府県）と基礎自治体（市町村）の役割について明記されておらず、次のとおり解決すべき課題等がある。

・都道府県と市町村がそれぞれの役割分担が見えない中で、国の基本的な方針に沿った基本的な方針を策定することは、屋上屋を重ねることにつながりかねない。まずは、国が基本方針の中で、地方公共団体の役割を明確化すべきである。なお、都道府県と市町村はそれぞれの役割に応じた実行計画を策定する必要があるが、よりどころとなる国の指針等はない。

⇒日本語教育単独の基本方針を策定した 3/47 県等（策定済 10）※R3 文化庁調査

（広島県は「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けたアクションプラン」を策定（R3.2））

（関連課題）

- 法において、「事業主の責務」となっている「雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努める」に関し、家族を含めて日本語学習の機会を提供することは各事業主の責務としては非効率かつ負担が大きく、地方公共団体としての対応が必要。
- 日本語教育の専門的な人材の不足している地方において、人材確保や人材育成については、都道府県域全体を俯瞰した広域的な取組が必要であることから都道府県域での計画づくりが重要であるが、その計画づくりの参考となる公認日本語教師の制度化等を踏まえた国としての日本語教育人材の確保・育成の指針も必要。

## 3 提案内容

国が基本方針の中で、広域自治体（都道府県）と基礎自治体（市町村）の役割について明記することをもって、地方公共団体が基本的な方針を定めることについて廃止する。

（参考：全国知事会要望）

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の国庫補助率の引き上げや都道府県に対する地方交付税措置など、地方公共団体に対する財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。

## 4 効 果

- ① 都道府県・市町村の基本的な方針策定に係る労力・費用の削減  
(実行計画策定等へ転用)
- ② 上記について負担であると考えている都道府県等にとって、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」等への参加促進につながる。

⇒日本語教育に関する基本方針を策定した・策定予定あり・検討中と回答した団体のうち

15/30 県等 事務負担が加重になる

10/30 県等 地方交付税措置がされていない ※R3 文化庁調査

# 公立大学法人の業務負担の軽減による 教育の質の向上や地域貢献に向けた 取組の活性化



令和4年7月13日  
山形県

# 現 状

## 公立大学法人の業務運営

○公立大学法人は、設立団体が指示する法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)に基づき、法人自らが作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい、自主性・自律性をもって業務を実施することとされている。

その一方、以下の義務あり

### 義務

- 毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出ること。
- 年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けること。



## 課題（公立大学法人側）

- 公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較して極めて規模が小さな組織体制で必要最小限度のものとなっている。
- そのような組織体制の中、公立大学法人は、毎年度、「年度計画」に関する様々な業務に対応しており、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の業務に忙殺されるなど、法人側に過重な負担が生じている。

その結果

真に大学に求められている

「教育の質の向上」や「地域貢献に資する取組」に、

大学の限りあるリソースを、

十分振り分けられない状況が続いている。



# 課題（設立団体側①）

- 評価委員会の運営を行うに当たり、はじめに各部門の有識者委員の選任と、それに引き続く任命手続きを行う必要がある。

## 【山形県公立大学法人評価委員会 委員選任分野】

- ・大学経営 ・大学教育（文系） ・大学教育（医系） ・教育関係等
- ・医療関係 ・栄養関係 ・企業経営 ・財務関係 **（計8分野）**

⇒山形県公立大学法人評価委員会は、2法人3大学（保健医療大学、米沢栄養大学、米沢女子短期大学）の評価を行うことから、選任分野が多岐（保健系、家政系、文科系）にわたるもの。

⇒選任にあたっては、各分野の適任者であることを当然の前提として、その他男女共同参画等の視点も踏まえ、バランスのよい登用が求められる。

⇒また、各委員に公立大学法人制度や業務内容の個別説明を行うなど、委員の選任・任命手続きだけでも（提案は評価委員会の廃止を求めるものではない）、設立団体側は相当な事務を行っている。



## 課題（設立団体側②）

- 公立大学法人の「年度計画」に係る評価を実施するにあたっては、
- ① 各評価委員に加え、その他多数の評価委員会参加者との個別調整が必要。

### 【山形県公立大学法人評価委員会 参集者】

- ・ 評価委員（8分野8名）
- ・ 法人側（2法人毎）：理事長、担当理事3～4名（総務・経営担当、教育・学生支援担当、研究・地域貢献・連携担当等）、担当課長、担当者
- ・ 事務局側（2部局毎）：担当部長、担当課長、担当者

⇒ 山形県は2つの公立大学法人を設置しており、各法人の担当部局が異なるため、多数の参加者との日程等調整が必要となる。

- ・ 山形県公立大学法人（総務部担当）
- ・ 公立大学法人山形県立保健医療大学（健康福祉部担当）



# 課題（設立団体側③）

②詳細・多岐かつ膨大な業務実績報告書の確認が必要。

⇒本県では

## I 公立大学法人による自己評価

小項目別評価を踏まえた大項目別評価を行い、それを踏まえた全体評価を実施し、業務実績報告書として提出。

## II 評価委員会による評価

法人から提出のあった業務実績報告書を基に、各項目の自己評価の妥当性の調査・分析(次頁スライド参照)を行い、その結果を踏まえ、中期計画の達成に向けた進捗状況を大項目別に評価した上で、業務実績全体の評価を実施。

【参考：山形県設置各法人の現在の中期目標・中期計画期間の年度計画記載事項(小項目)数】

法人名称	第3期中期計画(R3年度)
山形県公立大学法人	94
公立大学法人山形県立保健医療大学	177



## 課題（設立団体側④）

### ③公立大学法人への聴取等による調査・分析

⇒本県の評価委員会では、実績報告書を基に法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について、調査・分析を行い、年度計画の記載事項ごとに、自己評価や計画設定の妥当性を含めて、総合的に検証している。

○以上の段階（①～③）を踏まえて、評価委員会で個別具体的な検討・評価を行っている。

その結果

評価委員選任事務のほか、年度計画の評価には、事前の事務作業等を含め**多大な事務負担が生じており、業務の一層の効率化が喫緊の課題**である。

# 解決策

○公立大学法人側による、さらなる業務効率化や、必要なリソース投入は限界にあることから、評価制度手続きの抜本的な見直しが求められるところ。

○国立大学法人においては、令和4年4月1日から国立大学法人法が一部改正され、既に「年度計画」及び各事業年度に係る業務に実績等に関する評価（年度評価）が廃止されている。

そのため

## 【解決策の提案】

国立大学法人の例に従い、公立大学法人における「年度計画」及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）について、廃止することを提案する。



# 期待される効果

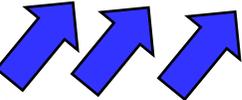
## 公立大学の役割

○公立大学は、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、地方公共団体の各種の政策をより直接的に体現するという役割を持つ。

○それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。

公立大学法人の業務負担が軽減することで、本来期待される役割にリソースを振り分けることが可能となる！

## 公立大学法人の業務負担軽減による効果

- 教育の質の向上 
- 地域貢献に向けた取組の活性化 

# 関係法令等①

## ▶地方独立行政法人法第27条

地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。



## 関係法令等②

### ▶地方独立行政法人法第78条の2

公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

(次頁に続く)



## 関係法令等③

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

(次頁に続く)



## 関係法令等④

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。



# 公共施設等総合管理計画 の見直し時期の弾力化

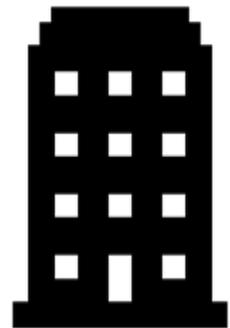


- 「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(平成26年4月22日策定(令和4年4月1日改訂))」において、地方公共団体は、計画策定後も「不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」とされている。

## 【総合管理計画に記載すべき事項】

- (1) 公共施設等の現況及び将来の見通し
- (2) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- (3) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

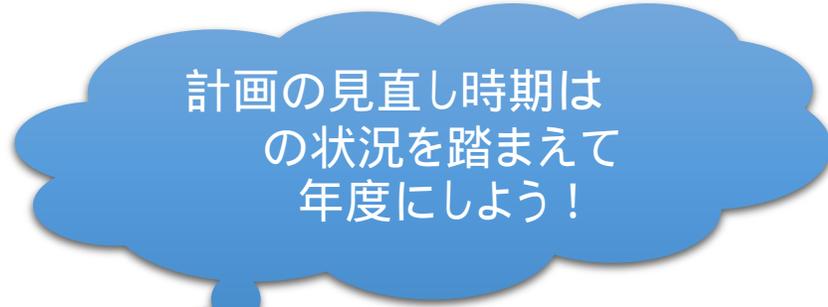
8



総務省



地方公共団体



計画の見直し時期は  
の状況を踏まえて  
年度にしよう！

- その後、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)」において、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることを理由に、地方公共団体も令和3年度中に全国一律に総合管理計画の見直しを行うよう指示があった。



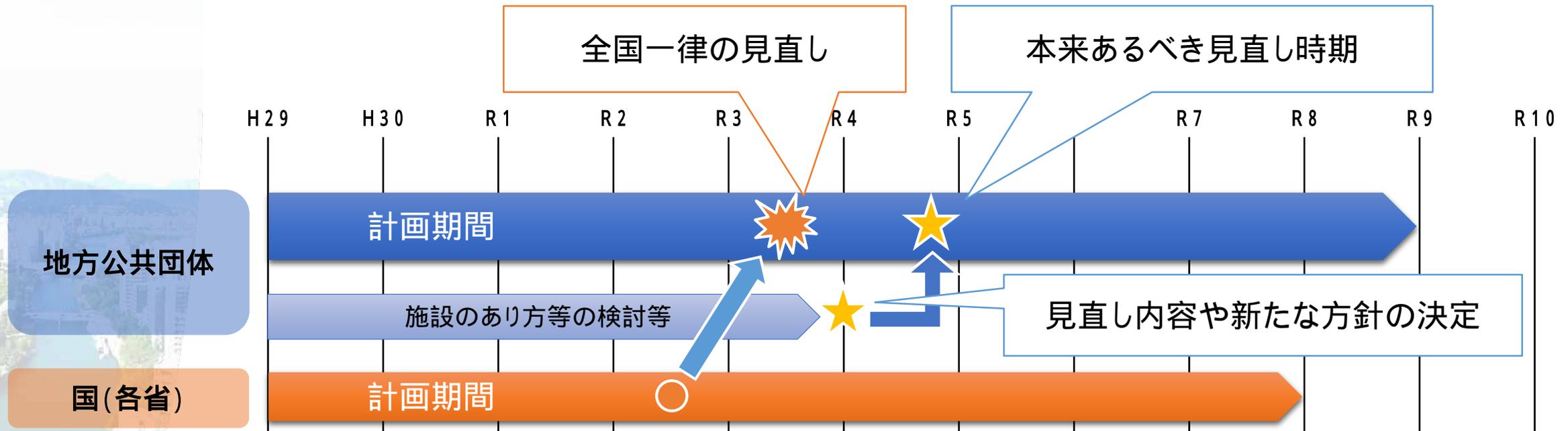
# 支障事例

- 指針において、地方公共団体は「不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としている中で、全国一律の見直しを求めることは、整合性が取れておらず、対応の検討に苦慮した。
- 総務省は、各地方公共団体の公共施設等総合管理計画の策定・改訂年度や、計画の記載事項等を毎年調査しており、調査結果が同省ホームページで公表されることから、計画の見直し指示は技術的な助言ではあるが、実質的な義務付けと受け止めざるを得なかった。
- 計画の見直しに当たっては、記載項目の追加に加え、内容の精緻化も求められ、掲載している数値を再算出する必要が生じたほか、計画の対象とする施設数や、計画に記載している市の人口、財政状況、経済状況についても最新の情報に更新する必要が生じるなど、大きな事務負担が生じた。

# 支障事例

- 計画の進捗状況等に応じ、一定のタイミングで見直しを行うことを検討していたところ、当市が意図しないタイミングで見直すこととなり、施設のあり方等の検討を含む計画の推進と今後の見直し時期に影響を及ぼすこととなった。
- 今後も、全国一律の見直しを求められれば、地方における自律的な計画見直しの機会を奪うことになりかねない。

3



見直し内容や新たな方針の決定の時期、本来あるべき見直しの時期は一例

再び全国一律に

## 公共施設等総合管理計画の見直し？

- 全国一律に総合管理計画の見直しを行う理由とされた国(各省)のインフラ長寿命化計画のほとんどが、令和7年度までの計画となっており、次回も国の計画の見直しに合わせて、全国一律の見直しを求められる可能性は高いと考えられる。



## 提案内容

全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

## 効果

地方公共団体の取組状況に応じた適時適切な計画にすることが可能となる。

本来注力すべきである計画の推進に時間を割くことが可能となる。

見直し回数の削減による、事務負担の軽減が図られる。